

法務省矯成第2069号  
令和5年11月30日

矯正管区長 殿  
刑事施設の長 殿  
少年院(分院)長 殿  
少年鑑別所(分所)長 殿  
矯正研修所長 殿(参考送付)

法務省矯正局長 花村博文  
(公印省略)

刑事施設及び少年院における被害者担当官の指名について(通達)  
標記について、下記のとおり定め、令和5年12月1日から実施することとしたので、遺漏のないよう配意願います。

#### 記

#### 1 目的

この通達は、刑事施設及び少年院において被害者担当官を指名することにより、被害者等の心情等の聴取及び伝達に関する事務等を適正に運用することを目的とするものとする。

#### 2 被害者担当官の指名等

##### (1) 被害者担当官の指名

ア 刑事施設の長は、処遇部、矯正処遇部、教育部、分類審議室、分類部、分類教育部又は国際対策室に所属する刑務官のうちから、2名以上の被害者担当官を指名するものとする。

イ 刑事施設の長は、支所に所属する刑務官(庶務課、医務課、保健課又は医療課に所属する者を除く。)のうちから、2名以上の被害者担当官を指名するものとする。ただし、職員配置、受刑者の収容状況等を考慮して相当と認めるときは、本所の被害者担当官をもって、これに充てることができる。

ウ 少年院の長は、本院及び分院それぞれについて、少年院及び少年鑑別所組織規則(平成13年法務省令第4号)第10条第1項各号に規定する事務を担当する部署に所属する法務教官のうちから、2名以上の被害者担当官を指名するものとする。ただし、職員配置、在院者の収容状況等を考

慮して相当と認めるときは、本院の被害者担当官をもって、分院の被害者担当官に充てることができる。

エ 刑事施設の長及び少年院の長は、被害者担当官を指名するに当たっては、できる限り、本所及び支所又は本院及び分院ごとに男女それぞれ1名以上の職員を指名するものとする。

## (2) 指名の方法等

ア 被害者担当官の指名及びその解除は、刑事施設の長及び少年院の長が別紙様式により職務命令を発することで行うものとする。

イ 刑事施設の長及び少年院の長は、被害者担当官を指名し、又はその指名を解除したときは、速やかにその職員の氏名及び職名を、適宜の方法により当該施設を管轄する矯正管区宛てに報告するものとする。

## 3 被害者担当官の事務等

### (1) 被害者担当官の事務

被害者担当官は、次に掲げる事務を行う。

#### ア 刑事施設の被害者担当官の事務

(ア) 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号。以下「刑収法」という。)第84条の2第3項及び第103条第4項に定める被害者等の心情等の聴取及び伝達に関する事務

(イ) 刑事施設の長が刑収法第84条の2第1項及び第2項、第103条第3項並びに第106条第3項の規定により被害者等の心情等を考慮するために必要な意見を述べること。

#### イ 少年院の被害者担当官の事務

(ア) 少年院法(平成26年法律第58号)第23条の2第2項及び第24条第5項に定める被害者等の心情等の聴取及び伝達に関する事務

(イ) 少年院の長が少年院法第23条の2第1項、第24条第4項、第34条第4項及び第44条第3項の規定により被害者等の心情等を考慮するために必要な意見を述べること。

### (2) 被害者担当官に対する研修

被害者担当官には、被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に対する理解を深め、被害者等への対応に当たって、できる限り、被害者等に身体的及び精神的負担を与えないようにするため、必要な研修及び訓練を行うものとする。

(別紙様式)

(所属庁)

〇〇〇〇

(官職名)

〇〇〇〇

(氏名)

〇 〇 〇 〇

被害者担当官に指名する（被害者担当官の指名を解除する）

年 月 日

〇 〇 〇 〇 長 〇 〇 〇 〇